

千葉県環境審議会 自然環境部会 議 事 録

日 時 平成 25 年 10 月 21 日 (月)
午後 1 時 30 分～3 時 30 分
場 所 千葉県教育会館 本館 6 階
608 会議室

目 次

| | |
|---|----|
| 1. 開 会 | 1 |
| 2. 環境生活部次長あいさつ..... | 1 |
| 3. 自然環境部会長選出..... | 2 |
| 4. 自然環境部会長あいさつ..... | 2 |
| 5. 議事録署名人の指名..... | 3 |
| 6. 議案審議 | |
| 議案第1号 県立養老溪谷奥清澄自然公園に係る 公園計画の変更(案)について | 3 |
| 議案第2号 県立養老溪谷奥清澄自然公園に係る 道路(歩道)事業決定の変更(案)について..... | 9 |
| 7. 報告事項 | |
| 報告第1号 水郷筑波国定公園に係る植物園事業について..... | 20 |
| 8. その他 | 21 |
| 9. 閉 会 | 21 |

1. 開 会

司会 ただいまから、千葉県環境審議会自然環境部会を開催いたします。

2. 千葉県環境生活部次長あいさつ

司会 はじめに、環境生活部の榎引次長から御挨拶を申し上げます。

榎引環境生活部次長 本日は、御多忙な中、千葉県環境審議会自然環境部会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃、本県の自然保護行政につきまして、格別の御指導、御助言を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日の部会でございますけど、議案として知事から諮問のございました2件につきまして御審議していただき、その後、報告事項ということで1件予定されております。

このうち、議案第1号につきましては、県立養老溪谷奥清澄自然公園に係る公園計画の変更(案)についてご審議をいただくものでございます。

次に、議案第2号でございますけれども、同自然公園に係る道路事業決定の変更(案)について御審議をいただくものです。

詳細につきましては、後ほど自然保護課長より説明させますので、よろしく御審議の程お願い申し上げます。

このたびの改選により再任されました委員の皆様方には、引き続きよろしく御指導、御助言の程を、また、新たに委員に就任されました皆様方につきましては、それぞれのお立場からの御指導、御助言をお願い申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会 次に、議事に入ります前に、本日の部会につきましては、今年7月11日までの任期満了による委員改選後、初めての部会となりますので、委員の皆様のお紹介をさせていただきます。

正面に向かいまして右側の委員を御紹介いたします。

池邊委員です。

岡 委員です。

沖津委員です。

それから、8月28日の総会以降10月10日付けで新たに委員として就任されました淑徳大学大学院 総合福祉研究科教授の榊瀉委員です。

次に同じく向かって左側の委員を御紹介いたします。

川井委員です。

梅山委員です。

高橋委員です。

晝間委員です。

なお、森 委員 におかれましては、本日は所用により欠席との御連絡をいただいております。

事務局につきましては、榎引環境生活部次長、川嶋自然保護課長、神部副参事兼自然

環境企画室長です。

なお私は、本日の司会を務めさせていただきます自然保護課副課長の武田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、たいへん恐縮でございますが、榎引次長は、本日、他の公務のため退席させていただきます。御了承くださるようお願いいたします。

(榎引次長 退席)

それでは、本日の議事進行は、会議次第により進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の自然環境部会でございますが、部会委員数9名中、8名の委員の御出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、本部会が成立しておりますことを御報告いたします。

3. 自然環境部会長選出

はじめに、部会長の決定をお願いします。千葉県行政組織条例第33条第3項の規定により、部会長は委員の互選によって定めることとされておりますが、互選方法はいかがいたしましょうか。

梅山委員 前任の部会長さんをはじめ、半分以上代わられたと聞いています。お互いに面識のないという状況の中で、もし事務局の方で案といたしますか、推薦をしていただければ、どうでしょうね。

司会 ただいま、事務局に推薦を求めるご意見がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、事務局といたしましては、本部会の審議事項である自然環境の保全に関わりの深い植生学を御専門になされ、また、千葉県環境影響評価委員会委員に現在就任されており、本県の環境行政にも造詣の深い沖津委員に部会長をお願いできればと考えております。皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ただいま、委員の皆様のご信任が得られましたので、部会長は沖津委員に決定されました。

それでは、沖津委員よろしくお願いいたします。

沖津委員におかれましては、部会長席へお移りください。

4. 自然環境部会長あいさつ

司会 それでは、沖津自然環境部会長から御挨拶をいただきます。

沖津部会長 千葉大学園芸学部の沖津です。大学では植生学、緑地生態学という緑に関わりの深い分野の授業を受け持っています。私の感じでは、千葉県は自然が意外と豊かであり、高い山こそないが、人々の生活圏と里山、それからもう少し奥に自然が非常に近接して、自然を使うにも守るにも非常にモデルケースになるようなところだと思います。そうい

うわけで私たちのところでも授業、実習などで頻繁に千葉県自然を利用させていただいている。そういうことも含めてこの部会でなるべくいい審議ができるように努めていきたいのでよろしくお願いします。

司会 ありがとうございます。

それでは、これより御審議をお願いいたします。

部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定によりまして、部会長が議長を務めることになっておりますので、沖津部会長をお願いいたします。

よろしくお願いします。

沖津部会長 まず、議案の公開についてお伺いします。

当審議会は、千葉県環境審議会運営規程第9条により、原則、公開となっておりますが、内容によっては、非公開にすることもできます。

本日の議案は、公開でよろしいと考えますが、委員の皆様、賛成いただけますでしょうか。

(「賛成」の声)

賛成いただけましたので、本日の議案は公開といたします。

なお、本日の議事録は、後日、事務局で作成し、本日御出席の委員の御了解を得た上で公開することになります。

また、議事録ができるまでの間、公開する議事要旨については、事務局で作成し、私、部会長が了承の上、公開することで御了承をお願いします。

5. 議事録署名人の指名

沖津部会長 はじめに、議事録署名人選出ですが、議事録署名人2名の指名については、議長一任でよろしいでしょうか。

(「賛成」の声)

沖津部会長 それでは

高橋委員さんと

晝間委員さんをお願いします。

お二人には、よろしくお願いします。

6. 議案審議

議案第1号 県立養老溪谷奥清澄自然公園の公園計画変更(案)について

沖津部会長 それでは、平成25年10月7日付けで、知事から千葉県環境審議会に諮問があり、当部会に付議されました2議案について御審議をお願いします。

議案第1号の県立養老溪谷奥清澄自然公園の公園計画変更(案)について、事務局から説明をお願いします。

川嶋自然保護課長 自然保護課長の川嶋です。それでは、議案第 1 号 県立養老溪谷奥清澄自然公園に係る公園計画の変更（案）につきまして、議案書及びパワーポイント画面で御説明いたします。

議案書は、1枚めくっていただくと公園計画変更書（案）として7ページまでの本文と図面が3枚付いております。その後ろに、資料が3枚付いております。

自然公園は、自然公園法に基づいて指定されるものでございまして、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類がございます。

千葉県には、2つの国定公園と8つの県立自然公園が指定されており、本日の議案は、このうちの県立養老溪谷奥清澄自然公園に係るものでございます。

自然公園では、保護と利用を適正に行うために、公園計画を定めています。公園計画は、「規制計画」と「事業計画」に大別されます。

「規制計画」は、公園内で行うことができる行為を規制することで自然景観の保護を図るもので、規制される行為の種類や規模は公園の地種区分に応じて定められておりまして、県立自然公園では第1種から第3種特別地域、普通地域の4つの地種区分を設けています。

「事業計画」は、公園の景観又は景観要素の保護、利用上の安全の確保、適正な利用の増進、並びに生態系の維持又は回復を図るために必要な施設整備や様々な対策に関する計画でございまして、施設計画と生態系維持回復計画がございます。本案件は、規制計画の地種区分の変更を行うものでございます。

県立養老溪谷奥清澄自然公園は、当初清澄山自然公園として昭和10年8月9日に指定され、その後、区域や名称の変更を経て、現在に至っております。

総面積2,790ヘクタールで、市原市、君津市、夷隅郡大多喜町及び鴨川市に位置し、主に養老川及び小櫃川の上流域の溪谷部分、並びに清澄山地及び飛び地の大福山によって構成されています。

養老川上流域は、養老溪谷として知られ、千葉県を代表する溪谷美が見られる景勝地です。春の新緑、秋の紅葉と優れた溪谷景観を有しています。

一方、小櫃川上流域は、国有林と東京大学千葉演習林のある清澄山地へと続き、溪谷美に加えて、千葉県で最も自然性が高いモミ、ツガ、スダジイ、カシ類等が優占する森林景観を有しています。

地種区分としましては、大福山が規制の厳しい第2種特別地域に指定されており、ほかに第3種特別地域、規制の緩やかな普通地域から成り、指定面積は、第2種特別地域が2ヘクタール、第3種特別地域が1,657ヘクタール、普通地域が1,131ヘクタール、合計で2,790ヘクタールでございます。

本日御審議いただくのは、このうちの小櫃川の上流部、君津市の黄和田畑地区に関する公園計画でございます。

これが現地の詳しい図面でございます。黄和田畑地区は、大多喜町との境界に近く、亀山湖の上流に位置しています。画面左側を下から上へと小櫃川が流れております。画面右側の県道81号線は、南下して、清澄山を経て鴨川市の海岸部へと延びています。

画面中央部にひらがなの「つ」の字のようところがございますが、川廻しの跡です。「川廻し」は、蛇行する流路を人工的にショートカットさせて、もとの蛇行部を水田として利用するもので、房総丘陵においては、各地で見られるものです。

この場所も、以前は水田やハス田として利用されていましたが、現在は耕作されておらず、湿地となっております。この湿地には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき、国内希少野生動植物種に指定されているシャープゲンゴロウモドキが生息するなど、貴重な湿地であることから、その保護を図るために、現在の普通地域から規制の最も厳しい第1種特別地域に格上げするものでございます。

ここでシャープゲンゴロウモドキについて御説明いたします。シャープゲンゴロウモドキは、体長3センチメートルほどの大型のゲンゴロウの仲間で、平地や丘陵地の自然が豊かで、湧水がある池や水田、湿地に生息します。形態等から、関東型と関西型に分けられ、関東型は関東地方に、関西型は、関西地方、北陸地方などに分布していました。

本種は、関東型は戦前の1937年（昭和12年）に、関西型は1960年（昭和35年）の記録を最後に絶滅したとされていたものが、1984年（昭和59年）に約50年ぶりに千葉県で再発見され、その後、関西型も北陸地方等でも再発見された、という経緯を持つ種でございます。

本県でも数箇所の生息地がありましたが、マニアによる採集等により激減し、現在、関東型は千葉県以外では絶滅し、本県でも君津市黄和田畑を含む2地域にしか生き残っておりません。

減少の原因としては、生息環境の改変、農薬の影響、アメリカザリガニの影響、マニアによる採集、が挙げられます。

こうした状況から、環境省では平成23年に、種の保存法の国内希少野生動植物種に指定し、これにより採集、譲渡、引き渡し、殺傷等が禁止されました。

なお、現在、国内希少野生動植物種に指定されているのは、89種であり、その中には、トキ、コウノトリ、アマミノクロウサギ、イリオモテヤマネコなどが含まれます。

この湿地の特徴としまして、外来生物のアメリカザリガニが侵入していないことが挙げられます。アメリカザリガニは、様々な水生生物を捕食し、著しい影響を及ぼします。

本湿地は、アメリカザリガニが侵入していないこともあり、房総丘陵の本来の自然環境を残していて、多くの貴重な生物種が生息しております。

両生類のトウキョウサンショウウオ、イモリ、ニホンアカガエル、ツチガエル、モリアオガエル、カジカガエル、魚類では、ホトケドジョウ、ギバチ、昆虫では、ヒメアカネ、モートンイトトンボ、ネアカヨシヤンマ、ヘイケボタルなど、多くのレッドリスト掲載種が生息しております。

以上の状況を踏まえ、湿地部分約1ヘクタールを、現在の普通地域から第1種特別地域に指定するとともに、外来生物のアメリカザリガニの放逐行為を禁止するものでございます。

以上の内容を千葉県立自然公園条例に基づき公園計画変更書（案）として作成し、諮問をさせていただきました。

変更箇所を御説明しますので、変更書（案）をお開きください。

1ページをお開き願います。「変更理由」として、3段落目にシャープゲンゴロウモドキのこと、その次にアメリカザリガニのことを記載しております。

2ページを御覧ください。規制計画の変更につきまして、表1特別地域変更表の君津市の欄で「大字黄和田畑字向真崎の一部」を追加しております。

3 ページをお開きください。表 2 の第 1 種特別地域変更表で黄和田畑の湿地の拡張を記載しております。

4 ページをお開きください。表 3 に「放出規制動物及び区域表」にこの湿地におけるアメリカザリガニの放出規制を示しております。

5 ページをお開きください。表 4 に今回の変更に伴う普通地域の変更を示しております。

6 ページをお開きください。表 5 に地域地区別土地所有別面積総括表を、表 6 に地域地区別市町村別面積総括表を示しております。

以上でございます。

なお、シャープゲンゴロウモドキの生息地等につきましては、密猟のおそれがあることから、恐縮ですが、取扱いには十分御注意いただきますようお願いいたします。

宜しく御審議いただきますよう、お願いいたします。

沖津部会長 ただいま、事務局より説明のありました議案第 1 号について、御審議をお願いします。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

川井委員 そもそも、レッドリストになって平成 20 年ぐらいから保護活動をやっていたみたいなのですが、生体数は増えているのか。

事務局（熊谷主幹） 生息数についてですが、年によって若干変動があります。2 か所生息地があるのですが、そこでモニタリングしていく中でいろいろ保護の活動をすることによって、徐々に増えつつあるのですが、全体として 1 か所あたり 100 いるかないかです。そういう数で増減している状況です。保護活動をしている関係で、今減っているという状況ではないと思います。

川井委員 分かりました。

沖津部会長 今の関連ですが、将来は個体数を増やしていくことになっているのか、それとも現状でだいたいつりあっているという理解なのか。

事務局（熊谷主幹） 寿命が、1 年、2 年の生物ですので、大きな干ばつがあった年にぱたっといなくなってしまう危険性があります。だから、今はまだまだ少ないのでさらに増やしていく必要があります。黄和田畑の地区をしっかりと保全して生息環境を改善していくことによって、さらに個体数を増やしていくことができると思います。いろいろな措置を取りながら数を増やしていきたいと考えています。

川井委員 第 1 種特別地域にしてどういう保護をしていくのですか。アメリカザリガニが入らないように、ネットみたいなものを張るとか。

事務局（熊谷主幹） ザリガニについては、放してはいけませんよということで、そういうことを阻止するということになります。生息環境については、湿地は放っておくと草が生えて陸化していきます。シャープゲンゴロウモドキが生息するためには、水面がないと生きていけません。ある程度水面が確保されて、餌生物もそこにおいて、シャープゲンゴロウモドキもそこで泳いだり潜ったりそういう環境が必要ですので、陸化するのを防ぐために草を刈ったり、少し掘りこんだりそういう作業をしながらだんだん増やしていこうと思います。

岡委員 平成 20 年に千葉県は生物多様性ちば県戦略が策定され今日まで 5 年が経過しました。県戦略が絵に描いた餅になるのではと危惧していたのは、おそらく私一人ではなかった

と思います。止水域の生態系のキーとなるシャープゲンゴロウモドキを守ることで、トウキョウサンショウウオなど、昔は普通種だったが、現在、生息域が縮小した動物などをセットで保全できるのは、素晴らしいことと思います。仏に魂を入れることだと思います。止水域はデリケートな環境で、水温の上昇や天敵の進入などのリスクを受けやすい水域でもある。1か所ここだけを保全したと満足せず、絶滅リスクの分散を考えて、他の場所でも分布が広がるよう目配りをしていっていただきたい。同じような条件を満たす湿地があれば、積極的に保全してもよいと思う。県が直接行うか、地元自治体、自然愛護団体が行うかは分かれるが、保全できるよう協働する視点があってもよい。生物多様性ちば県戦略に魂を入れることにつながり、今後も進めていっていただきたいと思います。

川嶋自然保護課長 ちば県戦略では多様な主体による生物多様性の保全、取組みを重視しています。今回、シャープゲンゴロウモドキを保全していこうというのは、その中のモデル的なものと考えていますので、戦略が絵に描いた餅にならないように、地道な取り組みになると思います。頑張っていきたいと思います。

沖津部会長 特別地域に指定するということは、手付かずにするということではないですね。ある程度適切な手を入れるという。よく、原生自然環境保全地域だと絶対人が入ってはだめというイメージがあるのですが。

川嶋自然保護課長 今回第1種特別地域にします。特別地域というのは、行為規制がかかって知事の許可が必要となるということです。

柗瀧委員 専門家でないので、あまりよく分からないのですが、生物多様性ということで、湿地というより、こういうものって水たまりがあった方が生息しやすいわけですよ。そうすると、多分この類の昆虫というのは、むしろある程度人の手の入った自然の中で生息しやすい環境が得られる種類の種だと思うんですね。そういうことを考えたときに、ここをどういう環境として保全するのかということも合わせて、行政の側で考えておく必要があるのかなと思います。

川嶋自然保護課長 現段階のことで。先ほど、熊谷の方で話がございましたけれども、まず乾燥化しないように人の手は入れていかなくてならない。それからデリケートな生物ですので、絶滅することのないように定期的なモニタリングをしていきたい。また、絶滅してしまわないように、現在、生息域外保全としまして鴨川シーワールドでシャープゲンゴロウモドキの飼育をしてもらっています。万が一、この地がダメになったとかそういうこともございますので、そういった場合の対応もしてシャープゲンゴロウモドキが絶滅しないように保全していきたいと考えています。

高橋委員 審議をしておりますから、賛成、反対とか、そういうことになると思います。議案は「公園計画の変更について」と書いてありますけど、具体的には第1種特別地域の一部の変更ということですか。

川嶋自然保護課長 現在この区域につきましては、普通地域となっております。それを最も規制の厳しい第1種特別地域に地種区分を変えるということでございます。

高橋委員 それだけで、後は付随するんですか、ザリガニの放出規制というのは。

川嶋自然保護課長 知事が指定する生物を放出してはいけないという仕組みがございますので、その指定をするということでございます。この地区ではアメリカザリガニを放出しては

いけないということでございます。

高橋委員 それも一緒ですね。でも、今いないんですよ。

川嶋自然保護課長 今いないだけに放出されては困るということです。

岡委員 罰則はありますよね。

川嶋自然保護課長 ございます。

岡委員 周知させる方法はありますか。

川嶋自然保護課長 今回非常にデリケートでして、あまりここにいますよということが周知できないですけど、罰則もありますので、この地ではアメリカザリガニを放出することはできませんとか注意喚起はしていきたいと思います。

岡委員 看板は景観を損ないやすく、個人的には好きではありませんが、何らかの方法で周知しなければなりません。既存の自然公園の看板に併記するだけでも周知が高まります。

川嶋自然保護課長 それは、今後検討してまいります。

池邊委員 指定地域なのですが、普通から、一番厳しい特別地域になるということですが、この地域全体が、公有地化の関係もあって限定された区域だけになっていると思うのですが、放出の方もこの地域以外は指定しない——というのは、放出の方はそこだけでなく、上流域とかいろんなところで放出されれば影響があるかとも思いますので、この地域だけでいいのかということについて判断はどうされているのでしょうか。

事務局（熊谷主幹） この地域は、川廻しの跡ですけど、上流から入ってくる構造にはなっておらず、ここだけは、ポケットになっていますので、ここで放出の禁止をするということで守られると思います。この辺はザリガニが入ってないところはかなり少なく、上流を歩いたところ結構入っていました。ですから、まず確実にこの大事なところを守っていかうと考えています。

池邊委員 では、周囲が民地であってもここだけで大丈夫ということですか。

事務局（熊谷主幹） 特に周囲から入ってくることはないと考えています。

高橋委員 要するに今までは放出規制はなかったということですか。

川嶋自然保護課長 放出規制はございません。

沖津部会長 放出規制自体は今回初めてのケースということですか。

川嶋自然保護課長 動物の放出規制は今回が初めてでございます。

沖津部会長 それでは一種のモデルケースですね。

川嶋自然保護課長 初めての試みです。

川井委員 それは、ザリガニもそうですけど、今回はこの地域だけということですか。

川嶋自然保護課長 この地域だけです。

川井委員 いずれもっと拡げる予定なんかはありますか。例えば、先ほど話があったように少し広めに地域をとった方が良いのではないのでしょうか。

川嶋自然保護課長 実際、アメリカザリガニは県域ほぼ全域に侵入してしまっておりまして、ここに入っていないのは奇跡的でございます、今回この地域について放出規制をしたい。

川井委員 そうすると、看板の設置なんかも今後の課題ということですけど、それはいらないのですか。

川嶋自然保護課長 そこだけ規制がありますよということですので、まったく黙っているわけ

にはまいりませんので、ある程度周知はしていかななくてはならないと思います。ただ、そこにシャープゲンゴロウモドキという非常に希少な昆虫がいるんだよと分かるのは問題があると思います。

沖津部会長 その辺の技術的なことは、また後でということ。

岡委員 千葉県でここともう1か所しかいないのは、分布の制限要因がアメリカザリガニだったり、今では使用量が下がっていると思いますが農薬などによる生体への曝露の影響などもあるのかもしれませんが。シャープゲンゴロウモドキは100メートル単位で飛行するでしょうから、自然分布を広げるために、アメリカザリガニがいないエリアを拡大する努力も必要と思います。

川井委員 ザリガニの他にブラックバスなんかは付け加えたりできるのですか。

川嶋自然保護課長 ブラックバスは特定外来生物に指定されておりまして、そもそも法で禁じられております。アメリカザリガニは、外来生物なんですけれどもあまりにも侵入、分布してしまっているの、特定外来生物に指定しても効果がないので要注外来生物となっています。外来生物であることは県でも周知していますが、法律上は禁止されていないということもありまして、知事が指定するということです。

沖津部会長 他に御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、お諮りしたいのですが、かなり建設的な御意見をいただいておりますので、もしお認めいただければ、それを踏まえていただければということ。

今までの内容を踏まえますと議案第1号の県立養老溪谷奥清澄自然公園に係る公園計画の変更(案)については、原案どおり承認するというにしたいのですがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございました。いろいろ御意見が出ましたが、それへの対応というのも含まれていますので、よろしく願います。

それでは、議案第1号は原案どおり承認することといたしました。

議案第2号 県立養老溪谷奥清澄自然公園に係る道路(歩道)事業決定の変更(案)について

沖津部会長 次に議案第2号の県立養老溪谷奥清澄自然公園の道路(歩道)事業の事業決定の変更(案)について事務局から説明をお願いします。

川嶋自然保護課長 それでは、議案第2号「県立養老溪谷奥清澄自然公園に係る道路(歩道)事業の事業決定変更(案)」について御説明いたします。

議案の内容ですが、県立養老溪谷奥清澄自然公園の利用施設であります道路、今回の案件は歩道となりますが、事業決定の変更でございます。

自然公園の利用上必要な道路などの施設につきましては、公園事業として整備することができるとされております。

面白峡遊歩道の公園事業は、平成9年10月24日に計画決定及び事業決定がなされ、県が事業主体としてルート選定まで行いましたが、その後は休止状態となっております。

大多喜町では、栗又の滝などをめぐる養老溪谷沿いの遊歩道を観光資源の一つとしており、このたび、町が事業主体となって、栗又の滝の下流にあたる面白峡遊歩道の整備を進めることとなりました。

本事業により、現公園計画の路線延長が変更となりますことから、事業決定の変更を行う必要がありますので、御審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事業者であります大多喜町より御説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

事業者（大多喜町） 大多喜町企画財政課米本でございます。よろしくお願いいたします。

県立養老溪谷奥清澄自然公園に係る道路（歩道）事業の事業決定の変更（案）について御説明いたします。本日の説明にあたりましては、事業計画の概要につきましては、町側より説明させていただき、遊歩道環境影響調査及び評価報告につきましては、調査業務委託先であります大日本コンサルタント株式会社より説明させていただきます。

はじめに計画概要を資料1、面白峡遊歩道公園計画概要書に基づきまして正面スクリーンによりまして説明させていただきます。

1 事業目的。遊歩道整備計画地域は、県立養老溪谷奥清澄自然公園内の第3種特別地域及び普通地域内に位置し、養老溪谷を取り巻く優れた自然景観は千葉県でも貴重な溪谷美を呈しています。とりわけ栗又の滝は、別名養老の滝と呼ばれ、県下最大の名瀑と知られ、養老川周辺の溪谷や養老溪谷温泉郷とともに通年型レクリエーション地区として年間を通じて多くの人に利用されております。今では日本一遅い紅葉として知られ、11月下旬から12月下旬の紅葉時期には多くの観光客で賑わいを見せているところでございます。

面白峡遊歩道は、現在千葉県において整備しました栗又の滝遊歩道として供用されている1.7キロメートルの川沿いの遊歩道の延伸事業として実施するものでございます。豊かな自然環境と溪谷美、さらには川沿いに生息する様々な動植物にふれあうことにより自然に親しみ心身の健康増進と自然保護思想の高揚を図り、併せて周辺地域の活性化に結び付けることを目的として整備するものです。

次に事業計画位置につきましては、夷隅郡大多喜町面白地先となります。計画対象範囲内の上の部分が、養老川下流側で事業起点となり、大多喜町大田代地先となります。下の部分が上流側の事業終点、大多喜町小沢又地先となります。さらに上流側には、現在供用している栗又の滝遊歩道が1.7キロメートルにわたり整備されております。事業主体につきましては、大多喜町となります。現行の事業主体は千葉県となっています。

事業の種類は道路（歩道）となります。事業規模は路線延長3.4キロメートルです。現行の路線延長は2キロメートルとなっていますが、路線延長を変更した理由として現行ルート案の作成を平成23年度、24年度にかけて実施しました環境影響調査及び予測評価の検討を踏まえ、動植物の生息、生育環境の保全を目的として保全すべき箇所を回避した位置に変更するとともに、河川の状況等により一部は既存道路を山道として整備して利用することで、現行ルート案よりも路線延長が伸びたものとなっています。

主な整備予定施設ですが、遊歩道総延長3.4キロメートル、このうち河床部分が1,430メートル、河床外部分として330メートル、山道部分が790メートル、徒渉施設5か所100メートル、デッキ部分750メートル、避難路として1か所

240メートル、このほか標識類といたしまして案内板6基、誘導標識3基とベンチを10基計画しております。

遊歩道の構造ですが、現在供用しております栗又の滝遊歩道の構造は、全線同様の構造でしたが、この遊歩道計画の構造につきましては、既存の遊歩道の改善点を考慮するとともに、生物の生育環境及び河床の状態にあった構造とするため3つのタイプの構造といたしました。具体的なイメージですが、タイプAにつきましては、既存の県整備区間と同様の構造とし、生物の生育環境として特段留意することが必要なく、また山側からの水の流入が少ない区間に適用する計画です。延長が約430メートルです。タイプBにつきましては、既存の遊歩道構造に5メートル間隔で遊歩道ブロックを設ける構造とし、生物が水中から陸上に移動することが想定される区間に適用する計画でございます。延長が840メートルです。タイプCにつきましては、連続して遊歩道ブロックを設ける構造としまして、生物の生育環境として貴重な河床であり、川の流れや河床の石礫を引き込む区間に適用する計画です。延長60メートルとなっています。その他、河床外部分及び徒渉部の構造は7ページ、山道及びデッキの構造につきましては8ページに掲載しています。

保護計画の概要です。第3種特別地域及び普通地域内における環境影響調査及び予測評価結果に基づき、植物類は生育地が改変される影響がある地域については改変地域外へ移植をする対策をとることとし、動物類につきましてはビオトープの検討や工事施工時期の考慮及び工事施工後のモニタリングの継続等を実施し、環境保護に配慮をしていきたいと思っております。

以上で事業計画概要の説明を終わります。続きまして環境影響調査及び評価報告につきましては大日本コンサルタント株式会社より説明させていただきます。

事業者（大日本コンサルタント） 大日本コンサルタントの新井と申します。よろしくお願いたします。

では、アセスの内容を説明します。まず、この環境について簡単に説明したいと思っております。これは既設の遊歩道の写真ですが、これを延伸する計画です。こちらの環境を見ていただくとこちらが遊歩道で、こちらが河川です。河床の方はほとんど岩盤となっています。こちらに水がたまるような場所があります。これを克服することがこの事業の一つのポイントと考えてアセスを実施しています。これは事業対象地域ですが、先ほどの平坦な場所と違しまして小さな滝が所々にあったりですとか、非常に水深の深い場所があったりします。これは、計画地の真ん中あたりですけど、石とか礫が積み重なって魚類ですとか、カジカガエルといった蛙の産卵場所となっているところもございます。もう一つ、このV字になっているところが、V字に溪谷を回す予定なのですが、休耕田になっておりましてこのように少し湿地と樹林化が進行しているというような環境というところも対象地域となっております。

まず、アセスの実施にあたりまして、千葉県景観等影響評価技術指針を元に今回のアセス対象を検討しました。検討の結果、景観、植物、動物、生態系、自然環境の項目について予測評価といった調査を行うこととしました。その他の項目については溪谷内の事業ということですので保全対象がほとんどないということで選定から外しております。調査の実施状況ですが、平成23年度末に現地調査の計画を検討しまして、景観・植

物・動物についてはほぼ四季の調査、生息している動物のわかる四季の調査を実施しております。調査結果の概要なんですが、4季調査で約1,200種、動植物の生存を確認しております。ブルーの方が河川内の環境で見つかったもので、ヤマセミに関しては巣も見つかっているような環境です。谷戸の確認種、トウキョウサンショウウオとか、サシバもこちらに巣のほうも見つかっております。

本事業のアセスの実施手順ですが、本事業の構想段階からアセスが着手されている。なので、アセスの中で影響を最小化した線形及び構造を抽出することが必要となっております。それを実施するために、まず遊歩道の基本計画、現地調査結果から大体の予測を立てまして、ステップ1としましてHEPという手法を使って線形及び構造を検討しています。その検討の結果をもって従来のアセスを実施しています。このように2つの段階でアセスを実施しています。HEPとは何ぞやということなんですが、アメリカで開発されました自然生態系への影響を定量的に評価するための手法、これは、アメリカのアセスで良くやられている手法ですが、HSIモデルというモデルを使った予測・評価を行うものです。モデルは何なのかということなんですが、動植物一種一種にモデルがございまして、必要な環境条件を0から1に示している。これは今回使ったモデルなんですが、カジカガエルは蛙の一種でして、浮石の下に卵を産む性質があります。それをモデル化したものですが、浮石の割合が横軸になっておりまして、0パーセント、浮石がない状態だと生存できない、浮石が20パーセント以上だと良好だというような指標を組み立てまして予測・評価を行っています。

ここで、評価の対象種を選ぶ必要があるのですが、評価の対象種の選定を考えるとということで、レッドリストに該当しているものですか、当該地区を指標するもの、遊歩道計画で影響があるものということで、ゲンジボタル、カジカガエル、トウキョウサンショウウオの3種をHEPの予測評価ということで選定しています。

まず、遊歩道の線形と構造を検討しましたが、環境と施工性、維持管理の面からA区間、B区間、C区間、それぞれ8案のルートが検討されました。構造は先ほど説明がございましたが、コンクリートのもの、下が透過できるもの、デッキ構造、この3つを対象としています。HEP評価種の予測の範囲ですが、先ほど挙げた3種について、生息環境と生態、どういったところに影響が出るかということで予測の範囲を設定しております。河川の中だとカジカガエル、ゲンジボタル、先ほどの谷戸だとトウキョウサンショウウオというように設定しています。

HEP評価の方法ですが、まず現地調査を行いましてモデルに合わせた現地の環境を調査します。それを一つ一つモデルで評価して、色の濃いところが生き物にとっていい環境だよというところを、ポテンシャルマップと呼ばれておりますが、このマップを作成してそれに事業計画を重ね合わせることで、どっちが影響あるのかないのかということを検討しています。まず線形の検討ですが、こちらは、カジカガエルとゲンジボタルで評価した結果です。縦軸が影響量ですが、A区間だとA-1とA-2がございまして、それぞれ影響量を定量的に出しております。これを比べまして、それぞれの区間について予測を行っています。次に構造の検討です。これは何もしない案、つまり既設の構造物と同じようにコンクリートだけのもの。下を透過するような構造にすると半分ぐらいの影響に抑えられる、ということでこちらを採用します。これは谷戸の環境保全措置の

検討ですが、モデルはトウキョウサンショウウオのものを使っています。透過できない、対策を何もしない場合はこれくらい、下を通してあげるとかなり抑えられる。プラス、ビオトープを作ってあげましょうという計画だと、影響はマイナスよりプラスの方が大きくなるということでこちらを採用しますと。それらの工程を踏まえまして環境に配慮した線形構造、環境保全措置、これを抽出したものを基本計画としています。この基本計画を元に動物、植物、景観それぞれについて予測を行っております。植物は8種について事業改変の影響があります。これらの種については改変地外へ移植してあげます。タコノアシ、あと、モリアオガエルからヘイケボタルについては、ビオトープを作ることによって逆にプラスの影響があります。あと、哺乳類のカヤネズミについてもビオトープ検討で影響を代償しようとする。それとは異なりますが、サシバ、ヤマセミ、カワセミ、これらについては工程実施中の影響が考えられますので、施工時期を検討したりモニタリングを継続することで対処していこうと。これは、事業段階ごとに対策をまとめております。計画段階、現在の段階ですが対策としては希少生物を移植する。あとビオトープの計画、これを検討すること。工事段階ですと影響のモニタリング調査、これは移植植物の生育環境を確認することと、工事中に影響が考えられるサシバ、ヤマセミ、カワセミこれらの影響を確認する。あとビオトープの施工とメンテナンス、供用後も基本的にこれを継続する形で現在、計画を立てています。

以上、静聴ありがとうございました。

沖津部会長 ただいま、事務局及び事業者より説明のありました議案第2号について、御審議をお願いします。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

岡委員 私、鳥の研究所に勤めておりますものですから、まずポイントとして鳥の件について、サシバ、ヤマセミ、カワセミがいたというアセス結果が出ていますが、それぞれどのくらい数がいたのですか。

事業者（大日本コンサルタント） 資料16ページの黒い四角で巣を示しておりますが、図面の真ん中より少し左ぐらいの位置にヤマセミが繁殖してしまっていて、3メートル、5メートルぐらいの土壁がございまして、そこに繁殖していた。砂をかき出した跡があったので使っているだろうという推測をしました。サシバは向かって右側で斜面にスギ植林があるのですが、その1か所で巣が確認されております。ただ、サシバに関してはこの遊歩道を使うというよりは、上の田んぼの方で飛翔が見えていましたので、事業としてはそこまで神経質にならなくてもいいのでは、高低差が少しありますので、と考えています。

岡委員 影響は工事中と工事後の二つで起こりえます。夏鳥のサシバには工事時期を渡去後の秋から春に行くことで影響を緩和できるが、ヤマセミ、カワセミは、あくまで留鳥なので、影響は出ると思われます。工事がヤマセミの営巣場所で行われ、工事後は人の散策ルートになるので、繁殖放棄させることになると思います。つまり、それをあらかじめ覚悟して開発するかどうかということになります。この溪流の、開発予定地域外で、繁殖に適した露出土壁はありますか。ヤマセミが繁殖できる代替場所がありますか。

事業者（大日本コンサルタント） カワセミにつきましては、代替できるような場所は広くあると思われます。上流の方の既設の方でもカワセミが繁殖してそうな場所は見ておりまし

て、工事中は少し影響が出てしまうかもしれませんが、そんなに影響はないと思われます。ヤマセミについては、ある程度の規模の土壁があまりなくて、この場所が一つポイントになるかと思えます。線形の検討でもそうですが、こちらの土壁はいじらないように影響の方は回避したというのが一つでございます。代償として他の場所へ土壁を創出するかというのは現段階では難しい。スペース的にもそういったところが見えていない。そこで方法としては、工事中のモニタリングですね。場所は分かっておりますので、人員圧をかけないようにカメラを遠くに設置するとかとそういったことで対応していこうと考えています。

岡委員 ヤマセミは、日光などの奥山の溪流では昔は割合ポピュラーな鳥でしたが、数は明らかに減っています。千葉県にヤマセミが繁殖すること自体が千葉の奥山環境が保たれている証であり、素晴らしいことなので、この遊歩道を作ることで繁殖を放棄させてしまうのは、いかにも惜しい。回避できないかということ、心にかけて下さい。

事業者（大日本コンサルタント） 直接うまく代償する場があるかは疑問なところがあるのですが、谷戸の部分、スペース的にいじれるところがありますので、ビオトープを検討するとかその他の環境施策を考えていまして、そちらの方でうまくできるか検討していきたいと思えます。

岡委員 カワセミはビオトープで誘致しうるが、ヤマセミはおよそハト大と大形なので、1日あたりの餌要求量が多く行動範囲も広がるだろう。ビオトープではとても対応できないでしょう。

沖津部会長 今日の議論中でも何か出せれば、改めて答弁されてもいいです。今すぐ即答でなくても。

他に何かございますか。

榊瀧委員 現状は旧来のコンクリートの歩道を敷いているのですか。延長するところは。

事業者（大多喜町） 延長するところはまだです。

榊瀧委員 これを作るとどのくらいの人が入ってくるかが予測されるのか。

事業者（大多喜町） 今現在、栗又の滝から下流に1.7キロの遊歩道、同じような形で整備されていまして、はっきりした統計ではありませんが周辺の旅館や施設から聞いてこれくらいという4、5万人を予測しています。これを開通して、町としては同じくらい多くの人に来てもらいたいということもあります。

池邊委員 今A、B、Cという遊歩道の構造が提案されたわけですが、コンクリートは現地でも打つことになるのですか。

事業者（大多喜町） はい。

池邊委員 そうしますと、資料にはないのですが、具体的な工事の計画はまだ出ていない。もちろん、審議されないといけないわけですが、ただ、工事期間とか工事用の車両がどういう形で入ってくるかというその辺の判断資料なしに事業という計画だけで判断することは難しいと思うのですが、コンクリートを現場で打つとなるとそれなりに車両が入ってくると思いますが、いろんな鋼板とかそういうものを組んだりとか、この事業でビオトープにすればとかだけじゃない影響が、かなり振動とか音とか、そういうことも含めてあるかとも思うのですが、その辺についてはこのアセスの中に含まれていないのでしょうか。工事期間及び工事に関する影響とか。

事業者（大多喜町） 今回審議いただいて、詳細設計をこれから組むわけですが、それを受けまして26年度で用地買収、早くも27年度から3カ年ぐらいで工事を終了できればと考えています。当然工事になりますと工事用車両も入るようになってくるわけですが、今後の工事に関する影響は、穴をあけて振動する工事とかは発生しない計画になっております。ただ、重機が動くことになりますので、コンクリートの運搬などで音とか振動が出てくるかとは思いますが、それもあるべく冬の時期にやればと考えています。今のところは工事に関してはその程度です。

池邊委員 この審議が終わらないと工事の予測はできないことは分かりますが、ただ、工事期間とか、工事をゆっくりやって影響がないようにすれば期間は延びるし、そうすると通年に渡っての影響が、例えば2年間とか出てきたりするのです、先ほどのヤマセミの件も含めて、単純にビオトープで代替できるからいいというものでもないのかなど、この資料からだ、移植後3カ年とか工事期間中監視計画をしますというだけの話だと、これでは、鳥類なんかは再び生息するということは考えられないので、今いただいた資料だけではちょっと判断が難しいかと思えます。

岡委員 ヤマセミは溪流の王様にあたります。溪流河川生態系では上位に位置し、個体数が少ない。繰り返しになりますが、この溪流に繁殖しているというのは、素晴らしい自然環境が現在、維持されていることを示すこと。質の高い溪流を、人が手を加えて長い遊歩道を作り、人が入ることで、もともとの質を損なってしまうのは、痛し痒しかと思えます。いったんいなくなったものを再誘致する場合、むしろ開発よりも多額な経費がかかることが多いことが知られるようになってきました。投じるコストと得られる利益を考えると、この溪流はあえて開発の俎上に載せなくてもいいのではないかと思います。

事業者（大多喜町） まずここに計画させていただいた理由は先ほどお話をさせていただいたんですけど、この計画は第1期が、平成元年から8年までで1.7キロメートル整備されてきたわけなんですけど、その後地元のほうからの要望も、観光で売ってる地域でもありますので、老川地区というところなんですけど、観光資源的なもの、栗又の滝、養老溪谷の温泉とかそういったことで名前を売っているのですが、それだけではなかなか多くの人に来ていただけないこともあります。自然をみてもらうというのも一つなんですけど、観光ということで町の地域の活性化を図るというのも大きな意味があります。この地域は少子高齢化で人がだんだんいなくなって行く中で、こういう観光施設を少しでも多くして、多くの人に来ていただくという考え方を町もしていかななくてはならないと思えます。今回調査をしていただいた中で、なるべく影響がない形で検討させてもらったわけです。できれば、なるべく最善のできる限りのことはして、工事を計画通りやりたいと町としては考えています。

川井委員 そうすると、従来と比べるとどれくらい経済波及効果は望めるのですか。

事業者（大多喜町） 今現在、紅葉の時期はすごい渋滞がありまして、なぜ渋滞するのかといえますと、栗又の滝に行くに当たって手前の道路が整備されていなくて狭いということがあります。今その渋滞を解消するために、県の方でも道路改良をやっていただいています。それも改善の一つになっていくと思えます。それから、遊歩道計画は当初から栗又の滝から今回の計画の事業起点側になりますか、下流側になりますか、そこまで当初計画しておいたルートであります。地元の観光協会とか、そういうところでも、こうい

う施設ができることによって、より多くの人に来てもらうことによってその地域が元気になる。どれぐらいの事業効果があるのかということは、まだ、そこまで出していないですが、今来られている人よりもっと多く来ていただければと計画しています。

川井委員 先ほど先生の御意見の中で、ヤマセミですか、そういう頂点系の生物がいなくなることで周りの生態系のバランスが崩れることはないのですか。

岡委員 ヤマセミは魚食性です。溪流生態系の食物連鎖で他の動植物とつながりあっていて、魚食鳥類は1日に体重の2割は食べているはずですが。

川井委員 捕食範囲は広いのですか。

岡委員 広いと思います。開発予定エリアに巣と採食場の両方を持っていると思います。餌の供給、生息環境の静寂性・安全性の両方を与えてやる必要があります。どちらが欠けても100%繁殖放棄ということになりましょう。代替場所があれば、人間の要求と合致できると思いますが、なければこのエリアから貴重なヤマセミが1ペアいなくなることを意味します。それぞれ縄張りを持つはずなので、逃げたヤマセミが新たに繁殖できる要件を満たす場所が空いていなければ、もともと少ない個体数がさらに減ることになります。むしろヤマセミを売りにしてヤマセミにメッセージを託して町興しするぐらいの再検討も必要ではないかと思えます。

事業者（大日本コンサルタント） 補足ですが、ヤマセミは体が比較的大きいですし、割りとさざ波が立っているようなところよりは、水が淀んでいるところに上から飛び込んでいます。こういった場所がどれくらいあるかということをお考えますと、巣から下流の方は比較的浅い環境がずっとつながっており、餌場としては不向きではないかと思えます。餌場として何処があるかを考えますとサシバの巣のあたり、ここはえぐれておまして、水深も、さっき最初の方で写真で見ていただいたとおり、ああいったところで餌を捕っていたり、あと、計画地の左の外の方、計画地の始点からさらに東側の方は水はかなり深くなっておりまして淀んでいるような状態で、そういったところに餌を捕りに行くのではないかと思えます。これから、来年1年猶予があると思えますので、その中で保全対策を、植物とかを移植するということが考えられますので、その中でヤマセミの営巣地の代償できるようなところを、まだ完全に探してはいないので、サシバのスギ林の斜面の下のあたりですとか、計画地をはずれたところですか、その辺に土壁になれるところがあるのだろうかというのと、もし可能であれば人工的に巣を作るといったことも視野に入れて一回調査をして、そちらに誘導して生活してもらえるようなところも考えることで環境の方は進めていくのも手かなと、今考えています。

岡委員 淵だまりで1mぐらいはダイビングして採食するので、営巣用の大きな土壁と淵だまりの2つの環境は不可欠です。

事業者（大日本コンサルタント） この遊歩道で、水が溜まっているところは限られているので、その辺、餌場と営巣地、この2つをどこに代償というか、変な話、お引越してもらおうのかもしれませんが、検討を含めて進めていけたらと思えます。

岡委員 その視点でもっと調査をしてもらいたいと思えます。

晝間委員 これだけ延伸というか、かなりの距離が計画として挙がっていますがけれども、多くの観光でみえた方というのは、だいたい滝の周辺に大勢の方がいて、大体先に行かずそこからまた上がってしまうのが大半だと思います。今既に途中までありますよね。そこ

まで行く方は人数的に少なく限られていて、さらにその先が延ばされるということで核的に多くの方は難しいかもしれませんが、けっこうそういう込み入ったケースはいろんな面で自然に対するモラルのある方が、自然に触れたいというような形でされるのではないかなと思います。いろいろと生き物の関係で自然はできるだけそのまま残していただきたいと思いますが、またそういう自然に触れたいとかそういう人たちの中にはいますので、そういう方の要望の兼ね合いもすごく、生き物のことも考え、そういう方の立場でのコースの延伸というか、両面から考えていただければいいかなと思います。

榊潟委員 今の遊歩道の計画はいつ作られたのですか。

事業者（大多喜町）当初は昭和60年に今の栗又の滝から今回の起点になっているところまで計画して、第1期工事で今終わっている部分が1,750メートルということです。

榊潟委員 ですから、60年代の状況と現在とずいぶん自然に対する感覚も変わってきていると思います。今の栗又の滝遊歩道は全部コンクリートを打ってあるようですね。今度は多少それを配慮して、下に水が通るようにするとかいくつかのタイプで遊歩道を作っていきたいということもあるのですが、この遊歩道は、さっき混雑の話が出ましたが、これを使うとどこか別のところへ抜けられるとか、そっちからも滝に入れるというようなことを意図されているのですか。

事業者（大多喜町）今、全部栗又の滝に向かっている状況で渋滞が起きていますので、その手前で今回の起点の方からルートに入っていただいて川沿いに上がってもらおうというふうにしたいと考えています。

榊潟委員 別ルートを作るという意味合いもあるんですね。この遊歩道をどういうコンセプトで整備するのかというのは60年代と現代では随分違うと思います。マップにいろいろと、案内板のイメージとか、ベンチを設置しますとか、管理小屋を設置するとか、観光客が自然を観察しながら歩くようなイメージの遊歩道の整備をするようなんですが、これからは、自然に生息している生物ですとか環境とかそういうこと自体が観光資源なり、この地域の地域資源になっていくと思うんですね。だから、お客さんをといっても、多分通過するだけになってしまうと思うんですね。そういう意味では自然公園のこういう地区をどういうものを一つの人を呼ぶ資源として位置付けて、どういうものを整備したらいいのかということは、60年代と21世紀になってからとでは随分変わってきていると思います。県の方からこの説明を聞いた時に、どういうコンセプトでこの遊歩道を整備、延伸されているのかなというところが気になって、そして環境アセスがどの程度行われているのですかと県の人に質問したわけなので、その辺で、今計画段階ですけれども、関連の施設なんかもどういうコンセプトで整備すればこの周りの環境と合ったものになっていくのかをという点を配慮いただけたらと感じました。

事業者（大多喜町）今回の計画づくりの中で、国土交通省の「かわまちづくり」計画というような登録制度がありまして、養老川を中心として地域のいろんな施設、その中で遊歩道があったり、地域の拠点施設を作ったり、道路改良をやることで渋滞を解消したりというような計画が登録になりまして、それに基づいて今回の計画も進めさせていただいております。先ほど言われたように、ただこれを作るだけじゃなくて、作ることによって地域の拠点施設において地域の農産物を販売するとか地域の食材を提供するとかそう

いう施設も併せて作る。駐車場も作って地域の人たちに何らかの形で還元できるような施設を作ることによって、ただ見に来ただけでなく、そういうお客様に泊まっていたら、旅館とかにも滞在してもらうことによって地域の経済にも影響が出るというような形で計画づくりをさせていただいて、今回の遊歩道整備計画もその一つの位置付けで計画してあります。

榊瀧委員 その時に希少な生物の生息環境をどうやって守っていくかというかどうかによって代償していくかということも、それも一つの地域にない資源になりうることなので、その辺の配慮も合わせていかないと、人に来ていただいてなおかつそういう生物も守れると、それが求められると思います。開発に。

事業者（大日本コンサルタント） 今、谷戸の部分は河川をいじらないで迂回しようというような計画になっています。現在、谷戸の部分は田んぼが放棄されてしまっておりまして、草は樹林化が進んでしまっており湿地が所々に残っている。そういうところにモリアオガエルとかトウキョウサンショウウオなんか千葉の南房総で指標種といいますかポイントになる希少種になってくるとは思いますが、そういったものを遊歩道の建設とプラスしてビオトープを作って保全していこうというのも遊歩道のコンセプトの一つに入っています。

市民の方々の意向もだいぶ変わってきていると思います。ビオトープの造成とかコンセプトとかそういったところでは事業者単体でやるのではなくて地域の人たち、できれば企業さんとかも協同でこちらの方を保全できたらどうかと。もう一つ補足なんですけど、あるホテルではホテルを保全しようと計画していると聞いています。ただ遊歩道を作るということだけでなく、地域の自然と地域の人々がどうやって関わりあっていくのかそういったところを、今後、コンセプトとしては今ぼやっとしか考えていませんが、詳細を詰めて検討していけたらと考えています。

池邊委員 現行のものは良しとされたものですが、徒渉部が3か所で50メートルというのが、今回渡渉施設が5か所になって長さが1か所当たり100メートルと長くなったかと思いますが、ビオトープの脇にも人工的な水をテーマとした遊具のイメージとかがあったりもして、最近のNPOの方々にガイドしていただいて自然を見るとかというのと、ビオトープの部分と水をテーマとした遊具とかそういう部分がいささか少し同じような場所に両方があったりとかという形もあるので、もしできれば今皆さんから御意見があるようにその辺も考慮してこちらの変更というのはあまり変えない形で、渡渉施設も1か所が大きくなって5か所となるとそれなりに影響が大きくなりますので、そのあたりも少し考慮していただきたいと思います。

梅山委員 大多喜町さんのお考えも分からないわけではないし、一方で貴重な自然、特に自然環境が好きだという人にとっては、ヤマセミが見られるという場所はそう簡単にはあるわけではないので、むしろ観光のための売りにするのなら、ヤマセミを売りにするくらいの方が人が来るのかなと思います。ただ、一方で大多喜町さんが昔からやられている自然を大事にされているのは承知していますので、この計画の中に先生方が御指摘されたようにヤマセミが、もしかしたら出て行かないくらいの工夫、これを必ず入れていただくとか、申し訳ないのですがこの審議会自体は環境の審議会なので先ほどの開発をすることによって地域の活性化を、という話はなかなかストレートにOKというわけに

はいかないので、いかがでしょうか、今言ったような努力、中身を具体的に示していただくと言いますか、今回、答えを出さないわけにはいかないと思いますので、付帯意見として審議会としてはこういうことに十分注意してもらわないと困るということを付帯意見としてつけて回答することはいかがでしょうか。

沖津部会長 いろいろ貴重な御意見が出ていますので、これはぜひ生かしていただきたいと思いますので、どうしましょう。議案のとり方としては、これは承認することとして付帯意見を付ける。付帯意見の作文とかはどうでしょうか。

梅山委員 委員の御意見とかですね、県にでもまとめていただいて、部会長にちょっと目を通していただくとかでいかがですかね。

沖津部会長 かなり貴重な御意見をいただいたので。ヤマセミについては行動調査をしてみるとか、やり方があると思うんですよね。

川井委員 そもそも、県だと30年前に計画したことを平気でやったりするパターンもあるんですよ。今回みたいに細かく指摘してやって守ってもらわないといけないこともあるし、もちろん、さっきのホテルとか私も行ったことがあります、商業的には閑古鳥鳴いてたりつぶれているのはたくさんあるのは分かりますが、コンセプトもこれから検討していくとかそういうのはないだろうと。少なくともこうやって出席しているのだから、これから検討とか、まあ、それはこういう場なんだけれども、ちゃんとしたものを出してもらわないと、それで1回だけで決めるとか、それはないだろうと私はちょっと不信に思うところもあるので、そういったものがきちんとできたらもう一度集まるぐらいやったって、私はいいと思います。やはり、いろいろ調べ上げているんでしょうけど、今回みたいにヤマセミがどうか、事業計画も昔からやっているとか、国がどうか、それも分かるのだけれど、ちゃんと大切にしなければならぬものは明確にしてもらわなきゃ困るし、そもそも杖と長靴を持って歩きゃいいんだと思います。トレッキングでね。ヤマセミ見ましようでいいんだから。必ずしも歩道を整備したからといって周りが潤うかといったらそうでもないし、渋滞を緩和するのだったら、でっかい駐車場を作ればそれで終わる話だから関係ないわけですよ。こういった部分で、ここは環境審議会だから、コンセプトをしっかりと出してもらってからでないとは僕は賛成できないですよ。

高橋委員 今の再検討の意見に、違う立場からいいですか。私は住民代表といっても観光物産協会の関係者として、地方の観光立県から始まって、今なかなか産業が振興しないからいい観光資源があれば、それを振興の方法にしようという一面があるわけです。そうも言いながら、自然を損ねてまで、マイナスの方向まで、数が減ってしまったとかそこまでしてこれを通すかどうかはちょっと疑問だと。それが私の立場の意見です。もう一つは、今の川井先生の話で、これをぱんと預けてしまって良いものかどうかというのもあるから、町の方で案を作っていたら、改善案があればもう一度開くのも致し方ないと思います。

沖津部会長 今日結論を出してここで決めるのはちょっとまだ内容が練り込まれていないという御意見も多いのですが、コンセプトの問題とか、ヤマセミを始めとする生物の保護、それと景観と人間の調和に絞り込んだ形で明快に出していただいて、それをもう一度審議していただくということでよろしいでしょうか。

だいぶ問題が整理されてきたので時期はどうでしょうか、早めに、そういうことで

すね。委員の皆様にご貴重な意見をいただいておりますので、まあそんなに大げさなものではなく、明快にわかる内容を出していただいでそれでもう一度審議したいと思ひます。どういたしまししょう。まず、採決かどうかというところで、今日は諮れない、決められないということによろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは、継続審議ということにいたしたいと思ひます。条件として付帯条件を付ける、もう少しコンセプトをまとめる、いくつかまとめた意見があったので、それについておまとめいただいでそれを中心に次回は審議したいと思ひます。今回、議案第2号の県立養老溪谷奥清澄自然公園の道路(歩道)事業の事業決定の変更(案)については、継続審議ということによろしいでしょうか。——そういう議決にしたいと思ひます。

7. 報告事項

報告第1号 水郷筑波国定公園に係る植物園事業について

沖津部会長 次に、報告事項に入ります。

報告第1号の水郷筑波国定公園に係る植物園事業について、事務局から説明をお願いします。

川嶋自然保護課長 報告第1号「水郷筑波国定公園の植物園事業について」につきまして御報告申し上げます。

お手元の報告1の資料によりまして説明させていただきます。

水郷筑波国定公園計画において、香取市(扇島)の既存施設であります水郷佐原水生植物園が利用施設として計画決定され、平成5年2月5日付け千葉県告示第107号で告示されております。

このたび、事業主体である香取市から水生植物園の再整備のため、公園事業の決定手続の依頼がありました。

県において内容を審査したところ、本事業は、既存施設の再整備であり、風致景観に著しい支障はないと認められることから、国定公園事業の種類、位置、規模を事業決定し、平成25年9月13日付けで県報に告示したところです。

水郷佐原水生植物園は、水郷地帯の面影を表現し、接してもらう観光・レクリエーション施設として、昭和44年に開園しました。約6haの園内では、アヤメの仲間とハスを中心に水辺の植物を楽しむことができます。

また、毎年5月からアヤメ・カキツバタ等アヤメの仲間が約25万本開花し、6月のあやめ祭りの時期には、400品種150万本のハナショウブの開花期を迎え、ハナショウブの原種をはじめ、江戸・肥後・伊勢系の花が次々と咲き乱れます。

一方、開園から40年以上経過しているため、全体的な施設の老朽化が見られること、また、植物園の維持管理のためのスペースが確保されていないことから、東日本大震災により被災し供用を廃止した市民プール、及び、既に閉鎖していましたが与田浦荘を取り壊し、その用地を含めて平成25年度から28年度の4箇年で再整備を行う予定としております。

今後は、整備期間が複数年になることから、定期的に進捗状況の報告を求めるなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

沖津部会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、御質問、御意見等がございましたらお願いします。何かございますか
これで、報告事項については終了します。

8. その他

沖津部会長 あとは、「その他」ですが、何かございますか。

川嶋自然保護課長 特にございません。

沖津部会長 以上で終了しますが、継続審議の件については、事務局と相談して・・・

川嶋自然保護課長 今日の御意見を踏まえて、どういうタイミングにするかということになるかと思いますが、日程調整も含めて、また調整させていただきたいと思います。

沖津部会長 そういうことで、よろしくお願いします。

本日の審議結果については、環境審議会運営規程 第6条の規定により、当審議会の会長の同意を得た上で、審議会の議決として知事に答申されることとなります。

9. 閉会

沖津部会長 以上で議事を終了します。御協力ありがとうございました。

司会 それでは、これもちまして、本日の千葉県環境審議会自然環境部会を閉会といたします。本日はお忙しい中、御出席いただき、長時間にわたる御審議、誠にありがとうございました。

— 以上 —